

政令第 号

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十九号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行期日は平成十八年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成十九年三月三十日とする。

理由

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。